

別紙一 歎 願 誓

左記各條承認ノ上即時實施發表サレタシ

一、全従業員ニ對シ解雇、減給、勞働強化ヲナサザルコト
ニトキキニ關スル件

(イ) トキキニヨル説明者廢止絶對反對

(ロ) 若シ止ムヲ得ズ廢止スル場合

一、向フ三ケ年間其實施ヲ猶豫サレタシ

二、轉勤手當トシテ給料二ケ年分ヲ支給サレタシ

三、解雇退職手當ニ干スル件

(イ) 従業員ヲ解雇スル場合ハ給料一ケ年分ヲ支給サレタシ

(ロ) 右ノ外勤續滿五ケ年以下ノ者ニ對シテハ勤續一ケ年毎ニ給

料一ケ月ヲ滿五年以上ノ者ニ對シテハ勤續一ケ年毎ニ給

料一ケ月半分ヲ年功手當トシテ加給サレタシ

(ハ) 自己ノ都合ニヨリ退職スル場合ハ(イ)(ロ)ノ三分ノ二ヲ支給サ

レ タ シ

四、定期昇給ニ干スル件

月給五十圓以下ノ者ハ月給ノ三割

、百圓以下ノ者ハ月給ノ三割五分

、百五十圓以上ノ者ハ月給ノ二割

、今后昇給ヲ右ノ如ク年二回行ハレタシ

五、賞與ハ従前ノ通り年二回給與サレタシ

(但シ月給ノ十割ヲ支給サレタシ)

六、諸手當ニ干スル件

(イ) 大入及諸手當祝儀ヲ減廢セザル事

(ロ) 早出時間外勤務ハ手當トシテ金三圓(一人宛)ヲ支給サレタ

シ

(ハ) 試寫手當トシテ金一圓(一人宛)支給サレタシ

(ニ) 出張手當ハ金十圓(一人宛)支給